

伊勢志摩サミット開催時の対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、伊勢志摩サミット開催時の対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する条例(平成二十七年三重県条例第七十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(公安委員会等へ通報する事項)

第三条 条例第四条第二項の規定により通報するときは、次に掲げる事項を通報するものとする。

- 一 操縦する者の氏名及び住所
- 二 小型無人機の飛行の目的
- 三 小型無人機の種類、大きさ、形状及び数
- 四 小型無人機を飛行させる日時、飛行させる時間及び飛行させる地域
- 五 小型無人機に付属させる機器等の有無及びその内容
- 六 第五条に規定する事項

(飛行の許可の申請)

第四条 条例第五条第一項及び第八条の規定による許可の申請は、小型無人機を飛行させようとする日の四十日前までに(条例第八条の規定による許可の申請にあつては、許可に係る事項を変更する必要が生じた日以後速やかに)、小型無人機飛行許可(変更)申請書(第一号様式)により行わなければならない。

2 知事は、条例第五条第一項又は第八条の許可を行ったときは、小型無人機飛行(変更)許可証(第二号様式)及び小型無人機操縦者証(第三号様式)を交付するものとする。

(申請書の記載事項)

第五条 条例第六条第一項第七号の規則で定める事項は、小型無人機を飛行させる詳細な場所、小型無人機を操縦する場所及び航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第三百三十二条の二第二号の規定により小型無人機を監視する場所とする。

(申請書の添付書類)

第六条 条例第六条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 申請する者が個人である場合には住民票の写し及び申請する者の顔を写した写真、法人である場合には定款の写し及び登記事項証明書
- 二 操縦する者の住民票の写し及び操縦する者の顔を写した写真(申請する者と操縦する者が同一の場合は除く。)
- 三 飛行させる小型無人機の写真(全体を写したもの)及び仕様書
- 四 小型無人機を飛行させる土地若しくは施設についての所有権、使用权等を有することを証明する書類の写し又は小型無人機を飛行させる土地若しくは施設についての所有権、使用权等を有する者の同意書
- 五 航空法第三百三十二条の二ただし書の規定により国土交通大臣の承認を受けなければならない飛行をさせる場合は、当該承認を受けたことを証する書類の写し
- 六 その他知事が必要と認める書類

(操縦者証)

第七条 条例第四条第一項の規定による許可を受けた者が小型無人機を飛行させるときは、当該小型無人機を操縦する者に対し、第四条第二項の小型無人機操縦者証を携帯させなければならない。

2 条例第四条第一項の規定による許可を受けた者又は小型無人機を操縦する者は、職員又は警察官から前項の小型無人機操縦者証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(命令書)

第八条 条例第十条第一項の規定による命令は、命令書(第四号様式)により行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年一月二十七日から施行する。
- 2 この規則は、平成二十八年五月二十八日限り、その効力を失う。